

I 事務の取り扱いについて

1 施設等で不在者投票ができる期間

令和7年12月15日（月）～12月20日（土）

※投票できる期間が短いため、送致に要する日数に配慮し、執行計画を策定してください。

2 投票用紙等の請求について

請求は、様式3及び様式4により、富士市選挙管理委員会までお願いします。

※ 請求は告示日（12月14日）前からできますが、お渡しは告示日以降となります。

3 不在者投票事務取扱交付金の請求について

事務取扱交付金の請求については、下記の点にご留意のうえ、富士市選挙管理委員会まで請求してください。

請求には、今回送付した請求書等（様式6・7）を使用してください。

① 不在者投票事務取扱交付金の対象者は、富士市長選挙及び富士市議会議員補欠選挙の不在者投票を済ませた者となります。

※ 不在者投票用紙等の交付を受けた者で、投票をしなかった者は経費の対象となりません。

② 交付金は不在者投票した選挙人1人につき 1, 236円です。

③ 交付申請関係書類（様式6、様式7）を、選挙期日後20日以内を目途に提出してください。

④ 不在者投票事務取扱交付金は、不在者投票管理者に交付されます。そのため、不在者投票管理者（病院長、施設長等）と交付金の送付先（振込先）の口座名義人が異なる場合には、様式6下部の委任状に必要事項を記入してください。

⑤ 不在者投票管理者氏名欄には、必ず「病院長、施設長」の氏名を記入してください。

⑥ 不在者投票者一覧表（様式7 事務取扱交付金請求書別紙）を必ず添付するようにしてください。

（裏面に続きます）

II 不在者投票事務執行上の注意点について

- 1 代理請求依頼があった場合は、「不在者投票についての代理請求依頼書」（様式2）を選挙人に記入させてください。選挙人が自ら記入できない場合は、代理記入でもかまいませんが、その場合には備考欄に代理記入者の氏名を記載してください。
選挙人から代理請求の依頼がないときは、いかなる場合でも選挙人に代わって投票用紙等の代理請求をすることはできません。入院・入所中の選挙人の家族から不在者投票をさせたいとの申し入れがあっても、選挙人の代理請求の意思が確認できない場合は、投票用紙等の代理請求をすることはできません。
- 2 代理請求依頼をした選挙人が投票日の前に退院・退所した場合は、経緯を記載して至急富士市選挙管理委員会まで投票用紙等を返送してください。また、当該選挙人に対しては、投票用紙等を富士市選挙管理委員会に返送した旨及び期日前投票あるいは当日投票ができる旨を連絡してください。
- 3 投票立会人が不在で投票をしたり、投票立会人が不在者投票事務を手伝ったために、投票が無効となったり、選挙そのものが無効となった例がありますので、くれぐれも注意してください。また、不在者用外封筒には必ず投票立会人が署名（自書）するようにしてください。
- 4 投票記載場所には、候補者の氏名等を掲示することはできません。また、不在者投票管理者が投票記載台に「新聞」「選挙公報」等を備えることはできません。
ただし、選挙人から「選挙公報」「新聞」等を見たいとの要請があった場合は、投票記載場所以外のところで見せることは差し支えありません。
- 5 投票は原則として投票記載場所ですべきですが、重病人等の投票については、ベッドの上における投票も可能です。ただし、不在者投票管理者の管理のもと、投票立会人1人以上を立会わせ、投票の秘密の保持に十分留意のうえ行わなければなりません。
- 6 身体の故障等のため、代理投票を希望する選挙人がある場合には、その申出（口頭でよい）に理由があると認められる場合にのみ、代理投票を行います。この場合、不在者用外封筒の選挙人欄についても、候補者氏名を記載した代理投票補助者が選挙人の氏名を選挙人に代わって記載します。このとき、不在者投票管理者（又はその補助執行者）、投票立会人1人及び代理投票補助者2人の計4人以上で行うこととなります。
また、代理投票をした選挙人及び代理投票補助者の氏名を「代理投票整理簿」（様式5）へ記載してください。代理投票は、選挙人が自ら投票用紙に記載する秘密投票主義の例外であることから、その手続きは厳格に定められていますので、静岡県選挙管理委員会・静岡県各市区町選挙管理委員会発行の「不在者投票施設における不在者投票事務取扱要領」をよくお読みください。
- 7 病人等の付添人等は、その不在者投票施設で不在者投票をすることはできません。また、不在者投票施設へ通院・通所している者は、その不在者投票施設で不在者投票をすることはできません。
- 8 その他不明な点については、静岡県選挙管理委員会・静岡県各市区町選挙管理委員会発行の「不在者投票施設における不在者投票事務取扱」を熟読していただき、必要により富士市選挙管理委員会まで問い合わせるなど、不在者投票事務の執行上誤りのないよう十分なご配慮をお願いします。

富士市選挙管理委員会の交付する不在者用封筒について

外封筒

表

年 月 日 執行
富士〇〇〇選挙
不 在 者 投 票
(外封筒)

注意
投票者欄の氏名は必ず
自分で書いて下さい

投票者
〇
〇
〇
〇

××区 男 0004 頁 02 行 〇〇〇〇 ×号
||||| 〇〇 〇〇番

裏

投票年月日 〇〇年 〇〇月 〇〇日
投票場所 〇×病院第1会議室
不在者投票管理者 〇〇〇〇
立会人 〇〇〇〇

必ず本人が署名する。
代理投票の場合は代理人が
選挙人の氏名を記載する。

氏名を印字してあるので、該当する
選挙人に間違えないよう確認の上、
交付する。バーコードは選管で事務
処理するために付加したもので、な
るべく汚さないよう注意すること。

不在者投票した年月日を記入

ゴム印でもよい
投票場所はなるべく具体的に何々病院何会議
室等と記載する。

立会人の氏名は必ず本人の署名でなければ
ならない。

内封筒

表

注意
この封筒には何も記載しないでください。
この封筒に投票用紙の投票紙を入れ、封をしたうえ
外封筒に入れ、さし封をしてください。

裏